

○大野はるひこ

おはようございます。8党制以来6年半が過ぎました。この間、板橋区長を初め職員の皆様方には、区民の皆様のご要望、ご意見を真摯に受けとめていただいて、迅速なご対応をいただいておりますことに、心より御礼と感謝を申し上げます。

平成24年度の決算に対する質問を中心に、今後の方向性についてもお伺いをさせていただきたいと思っております。また、平成25年予算特別委員会からインターネット中継も入っておりますので、この人は何を言っているんだろうという、わからないようなことがあってはいけませんので、最初のところから言わせていただくことが多々あると思っておりますが、ご容赦いただきたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、平成24年度の財政状況と今後の対応についてお伺いをいたします。

平成24年度の一般会計の状況については、特別区税や特別区交付金等の歳入の減、歳出では生活保護施行扶助費や障がい者自立支援給付費などの扶助費等の増による財源不足を財政調整基金から52億1,400万円を繰り入れて、当初予算1,815億3,000万円の予算を確保することができました。その後、特別交付金や市町村民税法人分の回復により増収となったことや計画事業の改定のほか徹底した予算の執行管理を行った結果、決算では52億1,400万円の財政調整基金からの繰り入れを全額回避するとともに、さらに16億5,200万円の財政調整基金への積み立てを行うことが可能となりました。これは監査委員の歳入歳出決算審査意見書の意見を引用させていただいております。

私も前回の一般質問でも申し述べたんですが、これを一般家庭の状況に置きかえて、まず言わせていただきたいと思います。

まず、板橋区の財政状況を一般家庭の家計に例えますと、一家を支える世帯主が安定的な収入を得ていましたが、勤め先の経営が悪化したことにより、給料が激減しました。何とかやりくりをしましたが賄い切れず、家計を補うために配偶者が勤めを始め、世帯主の収入が減少した分を補ってきました。板橋区では緊急財政対策に当たります。その後、家庭では、住宅ローン、子どもの教育費などが賄い切れず、預貯金を切り崩して家計に充当しますが、板橋区では基金の活用になります。そして、家庭では家計が底をつき、金融機関からお金を借りることになり、板橋区では赤字地方債の発行はできませんので、起債の活用になります。その後、家庭では定期的に借金を返済していきませんが、板橋区は公債費に当たります。家庭では、借金を返済し切れない場合は自己破産、板橋区では財政破綻になります。一般家庭では、景気が上向いたとはいうものの、いまだ所得が上がらず、厳しい家計状況が続いています。板橋区においても平成20年度以降、厳しい財政状況の中で緊急財政対策を実施して、現在に至るまで全ての事務事業の見直し、いたばしNo. 1 実現プラン、板橋区経営革新計画の改定を行い、平成28年度を初年度とする次期基本計画を視野に入れた区政の持続可

能な発展のために、さまざまな取り組みをされています。

そこで、伺いたいします。

平成24年度の決算を迎えて、振り返りになりますけども、平成24年度の財政状況をどのように捉えているのか、見解をお聞かせください。

○政策経営部長

おはようございます。

それでは、平成24年度の決算を踏まえた財政状況についてのお尋ねでございますので、お答えさせていただきます。

まず、財政指標から考察いたしますと、経常収支比率、公債費比率、人件費比率のいずれもが改善しておりますけれども、経常収支比率につきましては89.8%でございまして、70%から80%が適正值と言われております水準と比較いたしますと、依然として高どまりになっておりまして、財政構造の硬直化が懸念される状況が続いております。

歳出面では、義務的経費の人件費、公債費については、減少傾向にある一方、扶助費につきましては、生活保護費や障がい者の自立支援関連経費が大幅に増加し、義務的経費が占める構成比は、前年度の59.5%から60.8%へと1.3ポイント上昇して、過去最高となっております。23区中では第1位、芳しくはないんですけども、第1位ということになってございます。

歳入面では、特別区交付金と特別区税が、合わせまして30億1,600万円ふえたことなどによりまして、財政調整基金からの繰り入れを全額回避するとともに、さらに16億5,000万円の積み立てを行うことができました。これによりまして、財政調整基金がすぐにでも枯渇するといった当面の危機は、とりあえずしのぐことができましたけれども、今後とも財源不足は毎年度発生し、多額の財政調整基金を投入せざるを得ないという予算編成、こちらは継続いたしますので、依然として厳しい財政状況にあるものと認識しております。

○大野はるひこ

そこで、今ご答弁いただいたんですけども、財政を圧迫している要因、経常収支比率が高いということで、2点伺いたいと思います。

まず初めに、生活保護についてなんですけども、これは法定受託事務、義務的経費、生活保護施行扶助費は一般会計に占める割合が19.23%です。平成24年度の一般会計の歳出総額なんですけども、1,802億3,787万2,960円のうち生活保護法施行扶助費が346億6,136万6,194円です。法定受託事務です。法定受託事務というのは、地方自治法に定める地方公共団体の行う事務区分の一つです。法令によって、都道府県、市町村または特別区が処理するとされる事務のうち、国または都道府県が本来果たすべき役割にかかわるものであって、国または都道府県において、その適正な処理を特に確保する必要があるものとして、法令で特に定められています。

また、義務的経費なんですけども、地方自治体の経費のうち、支出が義務的で任意ではない削減できない経費、一般会計歳出のうち特に人件費、公債費、扶助費が狭義の義務的経費とされています。義務的経費の割合が小さいほど財政の弾力性があり、一般会計に占める比率が高くなると財政の硬直化が高まるとされています。

これは生活保護法なんですけども、第1条では、日本国憲法第25条に規定する理念に基づいて、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とされています。これを踏まえて、まず生活保護の保護率が高まった始まり、原因は何であるかお答えいただきたいと思います。

○福祉部長

おはようございます。生活保護の保護率の増加の理由等をご説明させていただきます。

板橋区の生活保護受給者数と保護率の推移は、一番低かったのが、いわゆるバブル経済の崩壊した平成4年度、生活保護受給者数は6,059人、保護率1,000分の1でございますが、11.6%が最低でございました。その後、一貫してふえ続けまして、今年度9月ですが、1万9,135人、保護率35.5%、3倍以上増加しております。

近年、生活保護受給者数と保護率が増加している主な理由としましては、高齢化の進展に加えまして、平成20年のリーマンショック以降、雇用状況の悪化に伴いまして、稼働年齢層の生活保護受給者が増加したのが主な理由でございます。最初の率は1,000の1の‰でございます。よろしく申し上げます。

○大野はるひこ

そこで、先ほども述べましたんですけども、生活保護というのは、必ず受けなければいけない方は必ず受けていただかなければいけない政策だと思います。

ただし、まず1点、医療扶助費に対する私の見解なんですけども、生活扶助費が119億8,632万4,035円に対して、医療扶助費が142億5,345万3,129円の決算です。22億6,712万9,094円、生活扶助費も多い状況なんですけども、生活保護を受けている方、受けていない方で、かなり接近されている方がいらっしゃると思います。受けていない方というのは、健康保険を使ってぐあいが悪くなれば病院に行って治療をしていただいたりしているわけなんですけども、生活保護の方々は医療費も免除ということで、全額自治体、国のほうで負担しています。

ここで、医療扶助費の142億5,345万円強の扶助費を生活保護を受けている方、かなりぐあいの悪い方もいらっしゃいます。そういう方には適切な措置をしていただくのは当然のことなんですけども、ごく一部の方と言ったら言い方はおかしいんですが、例えばこれ提案なんですけども、医療費の仮に1割を負担していただくことがあれば、14億2,000万円強の財政負担を軽減できるんじゃないでしょうかということ、ぜひ特別区長会からも国のほうに提案をしていただきたいと思うんですが、それについての

見解をお聞かせいただきたいと思います。

○福祉部長

医療扶助の一部自己負担の導入のご提案でございますが、特別区長会は生活保護制度は全国一律の社会保障制度であり、国が責任を持って実施する必要があることから、毎年度、要望を出させていただいています。その中で医療扶助の適正化に向けたさらなる取り組みについても要望させていただいています。

なお、社会福祉保障審議会の生活困窮者の生活支援のあり方に関する特別部会というのがありまして、それが1月29日に報告書を出しています。その中で医療扶助の適正化の議論もされておりまして、額が小さくても、一部負担を導入すべきであるとの意見もありましたが、医療費の一部負担というのは、結論的にはしないという結論になっております。

それから、現在、生活保護改正法案が第185回臨時国会に、前、138回では審議未了になっておりましたが、再提出されておりまして、その法案の中に医療扶助の適正化についても盛り込まれております。

今後、区としましては、国会の審議などの国の動向に注視しながら、これからも生活保護受給者が必要な医療をきちんと受けられつつ、ジェネリック医薬品の使用促進などしまして、医療扶助の適正化に努めてまいりたいと考えております。

○大野はるひこ

さまざまなケースがあると思うので、先ほど私が述べたように、本当にぐあいの悪い方には、それなりの手当てをしていくことは絶対必要です。政治の眼目の一つには、社会的弱者を助けるというのも政治の命題でもありますので、その辺を考慮した上で、ぜひ今後とも引き続き国のほうに訴えていただければと思います。ありがとうございます。

次に、政府なんですけども、不正受給対策を強化する生活保護法案と生活困窮者向けの自立支援法案を決定をされております。就労支援事業と不正受給に対する現状の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○福祉部長

不正受給と就労支援事業についてのお尋ねでございますが、不正受給は故意に収入を申告しないなど、不正な手段により生活保護制度を悪用する行為でございますので、真に保護を必要とする方の公正性の妨げになっていきます。これは決して区としても許すべきものではないと考えております。生活保護制度に対する区民からの信頼を得るためにも、不正受給に対しましては、今後も生活保護の停廃止や、多くなった場合は返還金の請求など厳しい姿勢で対応していきたいと考えています。

また、お話にありましたように、生活保護改正法案、それから生活困窮者自立支援法案が国会に再提出されています。その中、生活保護受給者の就労による自立支援の促進、それから不適正受給対象の強化なども盛り込まれております。

今後、区としましては、国の審議の動向を見ながら、これからも生活保護受給者の就労の自立支援に力を入れまして、不正受給対策にも積極的に取り組んでいきたいと考えています。

○大野はるひこ

今現状は、板橋区を初め福祉事務所、そして民生委員の方々、今年度も警察OBの方々も入られていろんな対策をとられていると思うんですが、キャパがオーバーしちゃっていると思うんですよね。ケースワーカー1人に対して70か80でしたっけ、担当が決まっていますけど、区の場合は、それ以上の方々を、対象の方を見ているわけで、賄い切れない状況にあると思います。本当に一生懸命やられているということには理解しているんですけども、そこでやはりこれ国の法律なんでどうしようもないことだと思うんですけども、現状4分の1が板橋区で負担をしていますので、これも国が全額負担をして、それで実態調査等の事務の強化に関しては、自治体が積極的に行う体制をとっていくべきではないかというように今後思うんですが、そこについてのご見解をお聞かせいただきたいと思います。

○福祉部長

国の全額負担の話と調査事務の強化についてのお尋ねでございますが、こちらも特別区長会から国に対しまして、生活保護制度の充実改善についての要望書を提出させていただいています。その中で、生活保護制度は全国一律の社会保障制度として、国が責任を持って政策決定すべきものでありますから、現行の生活保護費の負担割合を、改めて全額負担を求めているものでございます。

それから、今国会のほうに対して再提出された生活保護改正案の中でも、不正受給対策の強化を行うための手法の措置など、具体的には福祉事務所の調査権限の拡大の内容も盛り込まれています。今後の国会等の審議を注視しながら、これからも板橋区としましては、適正でかつ適格な生活保護費の事務の執行に努めてまいりたいと考えております。

○大野はるひこ

本当に地方自治体の状況がこういう状況なんですけども、国の文句を言ったら怒られちゃうんですけど、国のほうもここ数年ですよね、生活保護に関していろいろ取り沙汰しているのは最近のことなので、ぜひ国のほうも現場をわかっていただいて、それなりの対応策をとっていくことが必要ではないのかなということ踏まえて、質問をさせていただきました。ありがとうございます。

そこで、お伺いしたいんですけども、厳しい財政状況が続いています。3つのNo.1、10のいたばし力を掲げられて、板橋区初の民間出身の坂本区長が誕生しています。この状況で、坂本区長は民間出身の初の区長ですから、民間出身ならではの発想、やりたいことができているのかが心配なんですけども、そこについてのご見解をお聞かせください。

○政策経営部長

坂本区長におかれましては、板橋区が行政サービス全般にわたりまして、日経新聞が実施いたしました経営革新度調査で全国総合第4位といった評価に示されておりますような高い水準を維持しながら、将来に向けてさらなる向上を目指すためには、板橋区が目指すべき区政、地域経営を進めていく上でのあるべき姿、目標を区民の皆さんに、より具体的に、よりわかりやすく、暮らしの充実度として示すことが重要であるという発想に基づきまして、3つのNo. 1と10のいたばし力UPを掲げ、区政の各分野にわたってさまざまな施策を展開してこられました。

例えば、次世代の人づくりに重きを置いた新たな板橋区版放課後対策事業「あいキッズ」の創設を初め、子どもたちの日常の居場所であるとともに、災害時の避難所にもなる小・中学校の安心・安全を確保することを最優先に、耐震補強や改築等による耐震化の大幅な前倒しに取り組んでこられました。また、区長のトップセールスによりますODF2014や2014年女子レスリングワールドカップの板橋区での開催の招致、プロバスケットボールチーム東京エクセレンスの区内誘致、区制施行80周年記念事業でのさまざまな取り組みのほか、もてなしの心をキーワードとする新たな人材育成基本方針の策定といった職員の意識改革、あるいは職場風土の改革にも積極的に取り組んでこられました。

今後もしばし未来創造プランに掲げます8つの成長分野を中心といたしまして、ハード、ソフト両面にわたって、魅力と活力に満ちた都市像の実現に向けて、幅広い視野と柔軟な発想によりまして、区政の陣頭指揮をとっていただけるものと考えております。

○大野はるひこ

私も区長のおもてなしの心というのがすごく好きです。今、人を敬う心とか、気を遣うとか、そういった時代ではなくなりました。先日のオリンピックの招致でも、滝川クリステルさんがおもてなしと言いましたけど、おもてなしを使ったのは区長が一番早いですから、ぜひおもてなしの心で、今、心が失われているときですから、ぜひ心を大切にしてください、区政運営に当たっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(「思いやり」と言う人あり)

○大野はるひこ

思いやりですね。

次に、収入未済と不納欠損、これの対応についてお伺いをいたします。

収入未済とは、納税する義務があるのに納付されなかった税金、保険料、使用料、手数料の額のことで、翌年度の滞納繰り越し分に計上されます。また、不納欠損は、歳入の徴収額を設定したものの、何らかの理由で徴収が行えず、今後も徴収の見込みが立たないため、地方自治体板橋区が徴収をあきらめることです。

平成24年度決算における収入未済額は、特別区民税収入未済額35億7,098万4,299円、軽自動車税の収入未済額は2,786万2,699円、国民健康保険料収入未済額は43億3,437万40円、使用料収入未済5,900万9,577円、手数料収入未済は42万6,125円、合計79億9,265万2,740円です。

そして、平成24年度決算における不納欠損額は、特別区民税不納欠損額4億638万6,261円、軽自動車税不納欠損額457万3,596円、国民健康保険料不納欠損額11億223万884円、使用料不納欠損額128万9,375円、合計51億1,448万116円です。平成20年度から平成24年度までの過去5年間の不納欠損額、合計しますと258億522万686円です。

平成24年度には、納税推進センターから新たに納付案内センターが設置され、収入率の向上に取り組んでおられます。特別区民税、国民健康保険料、使用料、手数料では、保育園保育料を初め、区立住宅、区営住宅の使用料、手数料のそれぞれについての収入未済対策についての見解と滞納者個々に対しての納付できない状況が把握できているのか、接触頻度などお聞かせいただきたいと思っております。また、納税推進センターと納付センターの違いも含めてお願いいたします。

○総務部長

おはようございます。収入確保対策のお話でございます。全般的なことを私のほうからちょっとお話をさせていただきたいと思っております。

区全体の収入率の向上や収入未済対策につきましては、全庁的な組織でございます収入確保検討会において取り組んでいるところでございます。この会におきましては、各課の収入確保の目標設定、取り組みの状況等の情報共有化を図りまして、効果的な収入確保対策を常に検討実施しているところでございます。

最近の取り組みといたしましては、先ほどご質問にございました納税推進センターを納付案内センターと名称を変えてございますけれども、今までの特別区税に加えまして、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、住宅使用料等の電話催告に係る業務につきまして、税の場合、納税推進センターということでやってございましたが、これを一元化を図るべく24年度検討を加えまして、25年度からは、これらの6つにつきまして納税推進センターから納付案内センターと名称を変更いたしまして、一括して電話催告をしているところでございます。

特別区民税につきましては、平成24年度決算における収入未済額は、先ほどご案内のとおり35億7,000万円でございます。これは対前年度比では3億8,600万円の減となっているところでございます。これは、これらの検討会での議論を踏まえまして、徴収努力により、平成24年度決算の特別区民税の収入率が、現年度課税分では97.21%、前年度対比では0.33ポイントの上昇をしたと。また、滞納繰り越し分におきましても25.92%、対前年度比では2.61ポイントの上昇したことによるものでございます。特に、収入未済対策といたしましては、次の2つの視点で滞納整理を評価しているところでございます。

まず、1点目でございますけれども、先ほどご案内いたしましたように、納付案内センターを活用いたしまして、滞納の早期解消を図るため、現年課税分の徴収強化を行いました。平成24年度につきましては、約5万2,000件に電話をかけさせていただきまして、電話がつながりました約1万6,000件に対して催告を行ったところでございます。

2点目といたしまして、滞納が累積した事案に対して進行管理を徹底をさせていただきました。滞納者個々の担税力を見きわめ、担税力がある場合については徴収の強化を実施したところでございます。また、担税力のない場合におきましては、徴収緩和制度を活用し、滞納事案の圧縮を図ったところでございます。

接触率でございますけれども、24年度の進行管理対象事案は1,730件でございます。うち接触できました件数が1,493件で、接触率といたしましては86.3%ということでございます。

○健康生きがい部長

おはようございます。私からは、国保料の収入未済対策の見解と接触頻度等についてお答えさせていただきます。

国民健康保険料は、区民の医療費を賄う貴重な財源でございます。収入未済の対策は納めている方と未納者の負担の公平性を図る観点からも、しっかりと取り組まなければならない課題だと考えております。

24年度に行った具体的な収納対策では、コールセンターを増員いたしまして1万476件の電話催告を行っております。19%に当たる1,975件の方に、納付約束などを得るなどの接触機会を確保いたしました。また、徴収囑託員が4万2,131世帯の戸別訪問を行いまして、全滞納世帯に対して働きかけを行っております。そのうち9%に当たる3,787世帯の方に対面による勧奨を、残り3万8,344世帯に対しては、手紙の投函による勧奨を行っております。年間を通しての滞納者への窓口での相談は、平日で2万5,256人、日曜納付相談で768人、夜間窓口相談で1,069人、合わせて2万7,093人の方に行っております。これらの収納対策の結果、国民健康保険料収入率は、23年度はプラス1.4%、24年度はプラス0.5%と2年続けて前年比プラスとなっておりまして、24年度の収納率は経営革新編の目標を超える71.52%となっております。

なお、収納率の上昇によりまして、国民健康保険料の24年度の収入未済の額は、前年比マイナス1.5%の約6,500万円の減となったものでございます。

以上でございます。

○子ども家庭部長

おはようございます。保育料の滞納対策について申し上げます。

保育園の保育料につきましては、滞納が生じた場合に、在園者に対しては毎月督促、催告を行っているほか、園長による入園説明会、また個別面談での保育料の口座振替手続の勧奨及び園での保育料徴収などを行っております。翌年度に継続通園を希望

する滞納者にあつては、申請時に納付していただくか、あるいは面談により保護者の世帯状況の把握に努めまして、それに応じた分納をお願いしているところがございます。さらに、今年度からは、先ほどご説明がありましたように、納付案内センターを通じまして、滞納者に対し納付を促しております。また、卒園者に対しましては年1回、債務の確認と納付依頼をするため通知の発送、呼び出しを行っております。

こうしたことを通じまして、納付できない状況でございますが、これは督促、催告を通じて、滞納者の生活困窮と、これが一番の事項であるということ把握してございます。ちなみに、平成24年度の現年分の収入率でございますが、99.63%、対前年度比0.03ポイントの増、また滞繰分についての収入率は12.45%、対前年度1.95ポイントの増でございます。

以上でございます。

○都市整備部長

おはようございます。住宅の使用料の関係についてお答え申し上げます。

住宅使用料につきましては、現年分の収納率は99.8%でございますが、現年分については未収金を極力発生させないという方針で、早い時期での電話催告等に取り組んでいって、成果を上げているところでございます。

過年度分についてはですけれども、平成21年のリーマンショックの影響によるものなのか、その時期に多くの未収金が発生してございますが、現在ではほとんどの滞納者と連絡がとれている状況でございますが、その方々たちには分割納付で未納分を納付していただいているところでございます。

その結果、平成23年度では、前年度と比較して598万円減っており、平成24年度の決算では540万円、収入未済金額を減らしてきている状況でございます。

以上です。

○大野はるひこ

今、各部からいろんな状況をご説明いただきました。いろんなご努力をされていることは理解いたします。

そこで、収入未済はそうなんですけれども、不納欠損の場合は、税に関しては5年間、健康保険、保険料については2年間で時効ということで、これが不納欠損になっていきます。ということは、毎年毎年その5年前、2年前の金額が回収できずに、区が放棄してしまうということで、かなり大きな金額になると思います。そこについての対応も考えていかなければいけないと思うんですが、収入未済とあわせて今ご説明いただきましたけれども、不納欠損についての取り組みについて、ご見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○総務部長

不納欠損についてのご質問でございます。特別区民税と軽自動車税については、私のほうからお話をさせていただきたいと思っております。

平成24年度の特別区民税の不納欠損額は4億600万円でした。これは対前年度比6,500万円の増でございます。また、軽自動車税の不納欠損額は457万円、これも対前年度比30万円の増となっております。

税の不納欠損には、大きく2つの区分がございます。1つは先ほど委員お話の5年の時効というものでございます。また、もう一つは、徹底した財産調査等を行った上で、財産がない、あるいは生活困窮、あるいはその理由で生活保護になったという理由によって、滞納処分そのものを執行停止するという場合がございます。ちなみに、24年度の5年時効には、件数、金額とも、これが約6割でございます。他の財産がない、生活困窮は、残りの4割というような割合になってございます。

また、5年時効のその大部分は、平成19年度に課税しました収入未済額のうち、納税義務の承認や差し押さえをできる限りの時効中断の措置はとりましたけれども、残念ながら中断に至らなかったというものでございます。

この平成19年度というのは、国において三位一体改革が行われたところでございます。これによりまして、国から地方へ税源移譲されまして、現年度の課税分の調定額が、平成18年度と比較いたしまして52億1,900万円増加をしております。これに伴いまして、収入未済額も平成18年度と比較いたしまして5億2,600万円増になったという、そういう制度の変更のはざまであったということもあると思っております。

5年時効による不納欠損の伸びといたしましては、平成22年度から23年度にかけては6,600万円の増と、伸び率は0.57%でございます。また、今度平成23年度から24年度にかけては6,200万円の増、伸び率は0.25となっております。額で400万円の、多少減少していると。伸び率といたしましては0.32ポイント低下したと、減になったというところでございます。平成24年度の特別区税の不納欠損は、対前年度比6,500万円と増加したという結果ではございますけれども、平成19年度収入未済額の大幅な増加にもかかわらず、24年度の不納欠損額の伸びが減少しているのは、これら内部による徴収強化による効果も大きいとは分析をしているところでございます。引き続き、不納欠損額の減少には努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○子ども家庭部長

それでは、保育料の不納欠損について申し上げます。

保育料は前年の世帯収入により決定をされるため、支払い能力のある世帯が不納欠損に至る事態というものは、負担の公平性の観点から、絶対に避けなければならないと考えております。現年分の収入未済を極力なくすることが、過年度分の収入未済、そして不納欠損を減らすことにつながるもので、現在は現年分に力を注いでおりまして、その結果、現年度分は100%に近い収納率でございますけれども、滞納分は取り組みの余地がございますので、今後も該当者を年1回、区役所へ呼び出し、支払いを促すといったような対応ほかを行いまして、不納欠損を極力なくす努力をしてまいりたい

と思っております。

ちなみに、平成24年度の不納欠損額ですが、674万5,540円、対前年度に比べると304万5,670円の減、不納欠損率も15.31%で、対前年度比では3.08%の減ということでございます。今後とも引き続き努力をまいります。

○健康生きがい部長

国保料に関する不納欠損の部分でございますが、24年度滞納繰り越し分の収納率は前年比0.7%で、それに伴い不納欠損額も前年比マイナス1.7%、1,900万円の減額になってございます。不納欠損とならないよう、先ほど申し上げましたような催告ですとか、勧奨を行っておりますが、そのほか滞納案件に関しましては、差し押さえを261件行っております、看過等による金額は2,600万円、差し押さえによる自主納付は2億5,800万円になってございます。24年度不納欠損の中には、差し押さえなどにより時効中断していた案件も多くございまして、22年度分保険料の2年間の時効による不納欠損となった額は9億4,000万円、それ以前の分が1億6,200万円でございます。以上でございます。

○大野はるひこ

ありがとうございます。理由のある方々への対応は、きめ細かくしていただきたいと思っております。とにかく納めなければいけないものが納められていないわけですから、それはやはり一般的に納められている方に対しては、正直者がばかを見る世界になってしまうので、ぜひ今後とも対応に取り組んでいただきたいと思っております。

そして、その中で1点、区立住宅の空き屋解消に向けては、宅建の板橋支部の内覧会など募集事務の委託が開始されております。平成24年度の稼働率も96.7%に対して、88.6%の結果でしたけども、外部に委託をされたことは高く評価をさせていただきます。

そこで、滞納の状況の内容、滞納者に対してどのようなアプローチをしているのかお聞かせいただきたいと思っております。

一般的に民間の不動産管理の場合、一月家賃がおくれればすぐ催促をして、二月おくれれば退去に向けて動き出しております。区立住宅、区営住宅の収入未済に対しても、外部に委託することはできないのかということで、質問させていただきたいと思っております。

○都市整備部長

区立住宅の滞納者についてでございますが、平成25年10月現在、区立住宅の滞納者は24名でございます。そして、そのうちの半数は、既に区立住宅を退去されておまして、さらにそのうちの3名は現在、所在不明で連絡がとれていないところでございます。したがって、残りの21名の方ですね、退去されている方とお住まいになっている方含めて21名の方には、滞納分の分割納付を継続していただいております。分割納付の納付書をお送りする際には、電話で状況を確認させていただきまして、分割

納付の金額についても、お話をしてお話をしてお話をさせていただいているところがございます。

○大野はるひこ

そこで、提案なんですけど、現在、収入確保検討会、そしていろいろな納付案内センターも設置されて、各部それぞれに収入未済、不納欠損に対しては細かな対応をいただいているんですけど、ぜひこれ提案なんですけども、総務部の中に滞納徴収課を設置して、特別区民税の滞納、国民健康保険、使用料、手数料、それぞれの滞納、収入未済、不納欠損について状況、情報を各部と連携、共有することによって、収入率も高くなると思いますので、24年度においても79億円の収入未済が発生しておりますので、課を設置するなどすることによって、きめ細かな対応ができますし、それなりの人員を配置することも、それにならぬ効果が上げられるのではないかと思いますので、ぜひそういったことに向けて滞納徴収課を設置する提案をさせていただきたいと思うんですが、そこについての見解をお聞かせいただきたいと思います。

○総務部長

滞納徴収課の設置についてのご提案でございます。

滞納徴収課の設置につきましては、税や国保など複数の債権にまたがる滞納者の把握が容易になりまして、滞納整理の効率化が大変期待できるとは思っております。

一方、債権ごとに法令や滞納処分の手法が、区が扱うものが多少違ってございます。大きくは公債権と私債権が混在しているということでございます。公債権と私債権ですと滞納処分の方法、強制力を持っているものと裁判に訴えなきゃいけないものと多少処分の方法が違いますので、その辺の課題もあると思っております。

平成25年度から納付案内センターにおきまして、従前の税に加えまして、先ほどお話ししましたように5つの債権、計6つの債権について納付案内を実施しているところでございます。収入確保検討会におきましても、各課の取り組みの情報共有化、庁内連携の強化について検討してございます。その中で今、私債権について、関係各課でプロジェクトチームをつくりまして、どのような徴収方法、あるいは手法の共有をしているところでございます。そのような課題を一つひとつ解決をしながら、委員ご提案の組織化についても検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○大野はるひこ

ぜひ引き続き収入未済、不納欠損について取り組んでいただいて、24年度決算では財政調整基金を投入することなく終わることができましたけども、依然厳しい状況が続いておりますので、かなり何十億という金額になりますので、その1円でも多く回収できる体制を整えていただきたいと思います。よろしくお願いたします。ありがとうございました。

続いて、新たな税外収入の確保ということでお伺いをいたします。

区有財産の活用による増収の可能性の追求を進められるとのこと。どのように

進められていくのか、公共施設の跡地利用の方針を含めお聞かせいただきたいと思いをします。

そして、総務課、契約管財課が把握している施設の全部、または一部が文書倉庫として利用されている施設についてもお伺いいたします。

旧職員住宅の新河岸寮、旧職員住宅高島寮、旧板橋第三小学校、旧保健所、旧桜川出張所には、公共施設などの整備に関するマスタープランの検討対象施設の中で、廃止施設となっています。ここに文書等が入っています。廃止になった場合の文書倉庫の書類はどうされるのか、今後についてもお聞かせいただきたいと思いをします。

○総務部長

文書倉庫、文書保管についてのご質問でございます。

現在、文書倉庫となっております旧施設が仮に廃止になったといたしましても、旧板橋第四中学校、今、フレンドセンターが入っておりますけれども、その倉庫にはまだ余裕がある状況でございます。ちなみに、今の倉庫の利用率ですけれども5割程度ということで、あと半分ぐらいは余裕があると思っております。しかしながら、旧板橋第四中学校の倉庫にも老朽化ですとか、容量の問題等もあることから、今後は文書倉庫のあり方についても、他の施設との関係と総合的に検討する必要があると感じてございます。

現在、文書につきましては、昭和59年に構築をいたしましたファイリングシステムについて保管をしているところでございますけれども、昭和59年ということで、内容が実情に合わなくなったり、または基準どおりに保管が徹底されていないというような状況も見受けられますので、今年度は新基準を作成いたしまして、来年度、26年度から新しいファイリングシステムをスタートさせる予定でございます。このことにより文書の整理整頓が一層進み、加えまして文書そのものの削減効果も出てくると認識をしているところでございます。

また、新しい庁舎が完成をいたしますけれども、それを契機に電子決済等行える文書管理システムの導入も積極的に検討しているところでございます。今後とも文書の電子化、あるいはペーパーレス化についても積極的に研究をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○政策経営部長

区有財産の活用による新たな税外収入の確保の進め方ということでございますけれども、まず、いたばし未来創造プランにおきましては、計画支援におきまして、未来の区民に確かな区政を築くために、歳出の削減だけでなく歳入の確保といった観点からのアプローチも重要と考えておりまして、区有財産の有効活用による新たな税外収入の確保にも、一層注力することといたしております。

経営革新の取り組みといたしましては、多様な広告媒体の検討、あるいは行政財産

の有効活用を初め、行政需要の有無を十分勘案した上で、売却等を含めた処分、貸し付けを行うことにより、財源を確保する廃止施設等の建物、用地の整理などを計画項目として計上してございます。そのうち広告媒体の検討につきましては、広告掲載要綱に基づいて設置しております。広告審査会を庁内における旗振り役として位置づけておりまして、他の自治体での事例が板橋区でも実現できないか、そういった考えに立ちまして、現在、1,000万前後で推移しております広告収入のさらなる拡充や、実施要綱はあるんですけども、まだ実現するには至っていないネーミングライツの導入を含めまして、庁内各部署への勧奨、あるいは投げかけ、それから検討実施に当たっての進行管理を徹底してまいりたいと思っております。

また、行政財産の有効活用につきましては、地方自治法に基づく行政財産の貸し付け制度の導入範囲の拡大を目指して、自動販売機の設置を始めておりますけれども、設置に係る入札制度のさらなる活用を図るとともに、太陽光発電、設備などの事業者への公共施設の屋根貸し、こちらを検討するなど、全庁一丸となって増収に向けた取り組みの可能性を追求していきたいと思っております。

それから、公共施設等の整備に関するマスタープランの関係ですが、本年5月にマスタープランを策定いたしました。こちらで跡地の有効活用を検討する対象施設として、未定、未利用や暫定利用中のもののほか、建物及び敷地全体がまだ有効活用されているとは言えないのではないかとといったものを改めて検証する必要がある施設も含めまして、8つの跡地や施設を掲げております。現在、同マスタープランや平成20年に策定いたしました板橋区公共施設跡地活用方針をもとに、今後の具体的な活用策を検討するため、廃止施設等跡地活用案の作成に向けて調査委託を行っております。

この調査委託では、民間事業者のノウハウ、あるいは資金を活用した施設整備の可能性及び売却や定期借地権を活用した不動産取引の可能性についても分析を行っております。今後、この調査結果を踏まえまして、跡地ごと施設ごとに区としての一定の方針をまとめ、区議会の皆さんや地域にも可能な限り早期に活用の方角性を示してまいりたいと思っております。また、これら8つの跡地や施設以外にも、今後発生するであろう跡地等につきましても、マスタープラン等で示された考え方に基づいて、同様に検討を進めてまいりたいと考えております。

○大野はるひこ

今ご説明いただいたんですけども、公共施設の跡地利用に関しては、長い間ずっとそのままになっている施設もあります。まず、板橋区として、この施設はこういうふうな方向に持っていくんだというプランを出していただかないと、長い間塩漬けになってしまう場合もあると思います。地域の皆様のご要望を聞くのも重要なことなんですけども、まず板橋区として、この施設はどういうふうにしていくんだという方針をはっきり示していただくことによって、早く対応が進んでいくのかなと思いますので、ぜひ積極的に取り組んでいただきますようお願いしたいと思います。これは要望です。

よろしくお願ひいたします。

次に、まちづくりと東武東上線立体化についてお伺ひいたします。

初めに、上板橋南口駅前地区のまちづくりについてお伺ひをいたします。

市街地再開発事業が見直されて、平成24年度は商店街の分科会、西側分科会、東側分科会、3つの分科会に細分化されて、その後、平成25年3月には災害に強いまちづくりを進める会の設立がなされました。再開発事業と分科会、災害に強いまちづくりを進める会の相違点、準備組合の設立、都市計画決定では、再開発事業に取り組みた間の税金はどのようになったのかお聞かせください。また、現状と今後の取り組みについても、あわせてお聞ひいたします。

○都市整備部長

上板橋駅南口のまちづくりについてお答え申し上げます。

既存の準備組合は、平成16年度に都市計画決定しました約2.2ヘクタールの市街地再開発事業の施行の準備をするために、平成6年度に設立された組織でございます。動員率が法定の要件に満たないため、市街地再開発組合いわゆる本組合が設立できない状態が続いていたため、板橋区では平成22年度から3か年をかけて再開発事業の見直しを進めてきました。

見直しの成果としましては、地区の東側の方々を中心とした新たなまちづくり組織である災害に強いまちづくりを進める会が設置をされました。この会は、現段階では任意の勉強会としての位置づけではありますが、新たな市街地再開発事業の計画案を検討しておりまして、区はこの会の活動を支援しているところでございます。

続きまして、これまでの税金はどうなったのかというご質問でございます。

上板橋駅南口駅前地区につきましては、安全で安心な利便性の高いまちを目指し、補助金を払うなど、公金を投じまして必要な施策を行ってまいりました。

現行の計画が検討され始めました平成15年度以降の内容としましては、再開発事業の施行に向けた調査、準備組合の補助金の交付などを行いました。また、22年度からは、見直しのための調査も公金で行ってきてございます。平成25年度、今年度ですけれども、25年度につきましては、区の財政支出はなく、先ほどのまちづくりを進める会が、自主的な活動を開始しているところでございます。この地区は防災上の観点からも、改善が必要な地区でございまして、これまで行ってきました調査検討の成果を踏まえまして、引き続き地区の皆様とともにまちづくりを進めていく所存でございます。

それから、現状と今後の取り組みはというご質問でございますが、現在の災害に強いまちづくりを進める会につきましては、一般財団法人首都圏不燃建築公社の支援によりまして、コンサルタント派遣を受けております。そこで新たな計画案の検討など、自主的なまちづくりが進められているところでございます。

板橋区としましては、必要に応じて技術的支援や助言を行いまして、今後より多く

の権利者が合意できるまちづくり計画へ進展したときには、現行の都市計画変更や補助制度の実施を行っていくこととなります。

以上でございます。

○大野はるひこ

新たな見直しということで今動かれています。安全性や利便性の向上、まちづくりの発展、地域にとって大きな財産をもたらす事業だと思います。周辺住民の皆様の生命財産を守り災害に強く安心して暮らせるまち、そして地域の皆様に愛され親しまれるまちの完成を目指すものであると考えます。ぜひ地元の皆様と行政が一体となって、よりよい方向へ進むことをお願いしたいと思います。

そこで、1点質問なんですけども、上板橋駅の南口、北口にはエレベーターがついているんですけども、南口がついておりません。特に、この駅は反対側を使って渡れといっても、踏切と踏切の間が非常に遠くて不便です。高齢者の方、そして赤ちゃんをベビーカーに乗せている方、皆さん不便を感じている状況なんですけども、ぜひ一刻も早くエレベーターの設置を求めますけども、ご見解をお聞かせいただきたいと思ます。

○福祉部長

上板橋駅南口へのエレベーターの設置のお尋ねでございますが、上板橋駅南口のエレベーター設置につきましては、多くの方々からご要望いただいております。

ご指摘のように、駅から踏切まで距離が遠いため、エレベーターの設置の必要性は、区としても十分認識しております。南口につきましては、市街地再開発事業にあわせてエレベーター等の設置をする予定でございましたが、高齢者、障がい者の方々の利便性と安全性の向上のために、市街地再開発事業が施行されるまでの暫定措置として、東武鉄道にエレベーター設置の要望書を提出させていただきました。東武鉄道におきましても、要望書の趣旨を前向きに受けとめていただいております。高齢者や障がい者の方々が上板橋駅を安心・安全に利用していただくために、南口へエレベーターの設置を早期実現へ向けて、今後も積極的に東武鉄道と協議をさせていただきたいと思っております。

○大野はるひこ

ぜひ今東武鉄道の事業者も分科会等に入られて、一緒にお話し合いを進められているというお話もお聞きしておりますので、ぜひ何年後と言わずに、今ですよ、今つけていただきたいという要望が非常に強いので、積極的に働きかけをお願いしたいと思ます。ありがとうございました。

次に、大山駅周辺のまちづくりについてお伺いをいたします。

現在3つの地元検討組織で、まちづくりについてさまざまな活動が行われています。大山駅東地区まちづくりの会では地区計画の検討、大山まちづくり委員会では地区計画の検討とピッコロスクエア周辺拠点での再開発事業の検討、人の行き来を分断しな

い道路補助26号線のあり方についての検討、今後、東京都の職員の方も会議に出席する予定とお聞きしております。ピッコロ周辺まちづくり勉強会では、再開発事業の勉強、計画内容の検討が行われています。対象地域の方々が主体的に取り組まれていることは、大変すばらしいことであると思います。平成24年度までの取り組み状況と今後の方針についての見解をお聞かせいただきたいと思います。

○都市整備部長

大山駅周辺のまちづくりについてお答え申し上げます。

板橋区では、平成24年3月に、地元の協議会からまちづくりマスタープランの提言を受けるなど、住民との協働のまちづくりを進めているところでございます。今お話のあったそれぞれの地元の検討組織では、災害に強く、にぎわいのあるまちを実現するため、活発な活動が行われているところでございます。鉄道立体化のためには、駅周辺のまちづくりの進展が不可欠でございまして、板橋区ではまちづくりマスタープランを踏まえまして、大山駅周辺地区のまちづくりビジョンである大山まちづくり総合計画、これを平成25年度、本年度に策定をする予定でございまして、今後とも引き続き、地元検討組織の活動を支援してまいりたいと思っております。

○大野はるひこ

そこで、東武東上線の立体化についてお伺いをさせていただきます。

まちづくりと一体ということで、今大山駅周辺のまちづくりも積極的に進められています。昔のことを蒸し返して大変申しわけないんですけども、過去を繰り返さないためにも、過去の経緯から質問させていただきます。

昭和62年に板橋区市街地整備方針に東武東上線連続立体化が位置づけられました。本来であれば、現在、平成25年ですから、立体化が完了していてもおかしくないと思われまます。なぜ進まなかったのか理由をお聞かせください。

○都市整備部長

立体化が進んでこなかった理由というご質問にお答えします。

板橋区内の東武東上線の連続立体化は、板橋区の長年の悲願でございまして、その第一歩として大山駅付近からの着手を目指して、板橋区では東京都や関係団体との協議を継続して行ってきてございます。

ご質問にあった過去に立体化が進んでこなかった理由ということですが、立体化の前提となります都市計画道路補助26号線の整備計画、それから商店街を含めたまちづくり全体の計画ですね、これらの合意形成が得られなかったためと認識をしております。

○大野はるひこ

平成16年には、板橋区ではなく、東京都が踏切対策基本方針を発表しました。その中には都内で20か所抽出されました鉄道立体化の検討対象区間の中に、大山駅付近及び常盤台から上板橋付近が抽出されました。そして、平成19年には、東武鉄道株式会

社から踏切連続立体化推進の要望書が、これは東武鉄道側から坂本区長に提出をされています。そして、平成21年の暮れには、坂本区長みずから東京都へ要望書を提出されています。平成22年度の第2回の定例会では、東武東上線の連続立体化早期実現に向けた意見書が採択されて、東京都、国への要望活動が行われております。

東京都の意見としては、立体化に付随する、先ほども質問させていただきましたけど、まちづくりのあり方について地元の合意形成を実現してほしい、またまちづくりについては板橋区が積極的に取り組んでもらえれば、東京都は支援を惜しまないとの返事をいただいております。

平成23年度の予算では、東武東上線立体化促進に901万5,000円の予算が計上されました。これはここ数年来1万円程度の予算でしたけども、画期的なことでした。そして、東京都からも板橋区に対して2,800万円の調査費が計上されて、東武東上線の立体化に向けて大きな一歩を踏み出すことができたのではないかと考えています。

平成24年度では、451万円の予算に対して304万3,807円の決算でした。平成23年度、24年度の立体化に向けての板橋区の取り組み状況についてお聞かせいただきたいと思っております。

○都市整備部長

23年度、24年度の取り組み状況ということです。

平成23年度は板橋区内東上線の全線の立体化に対する課題を整理しまして、また大山駅付近につきましては、まちづくりマスタープランと整合した足並みのそろった調査検討を行ったところでございます。

次に、平成24年度ですが、24年度は立体化に向けた区の取り組み方針について検討しまして、あわせて区内6か所の踏切について実態調査を実施をいたしました。さらに、大山駅付近につきましては、地元検討組織にも入りまして、勉強会を開催したところでございます。

○大野はるひこ

とにかく立体化の早期実現ということは、まちづくりなくしては進められることができないということで、本来であれば連続立体化と言いたいんですが、まず大山の立体化を起爆剤として、立体の検討対象下に上板橋は入っているわけですから、まず1か所が立体化を行われなければ先は進まないということもありますので、ぜひ積極的に進めていただいて、今非常にいいぐあいに進んでいると思います。なので、地元の皆様に対してご配慮いただいた上で、調査をお願いしたいと思っております。そして、平成26年度から大山駅周辺地域に不燃化特区の導入も予定されているんですけども、導入に向けての今後の取り組みについてお聞かせいただきたいと思っております。

○都市整備部長

東京都と板橋区では、平成25年度ですが、補助26号線と沿道まちづくりのため現況測量の実施を予定してございます。この測量は、安心・安全のまちづくりや商店街の

にぎわいの創出、そして都市計画道路の整備などに向けた基礎資料として活用していく予定でございます。

都と区では、地元の皆様にこの測量についてご協力をいただくため、説明会のお知らせを全戸に配布し、11月4日と11月5日の2日間、区立文化会館で説明会を開催する予定でございます。また、地元の町会や商店街にも個別に説明を行わせていただいております。今後とも地元に対して丁寧に説明を行いまして、まちづくりを進めてまいります。

それからもう1点、不燃化特区についてのご質問でございます。

大山駅周辺の西地区、西側の地区につきましては、燃えにくい市街地の形成や補助26号線による延焼遮断帯の形成を図ることを目的に、平成25年9月、本年の9月ですが、不燃化特区の指定を東京都に申請をいたしました。これで平成26年度に特区に指定されればですけれども、一定の基準を満たす不燃化のための建てかえを行った住宅に対しまして、固定資産税や都市計画税の減免などの措置が開始されます。また、木造住宅の不燃化建てかえにつきましては、平成27年度以降にその促進策などについて実施を予定してございます。

不燃化特区の制度につきましては、まちづくりのお知らせを対象地区に全戸配布しまして周知を図っているところでございまして、引き続き地元住民の方々には丁寧な説明を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○大野はるひこ

今、部長からもご答弁いただきましたけれども、今後とも引き続き地元の皆様のきめ細やかな対応をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

そして、補助26号線の延伸のめどがついた時点で、東京都も東武東上線立体化の事業候補区間決定になるとお聞きしております。北館建設などの際には、基金として積み立てをして建設されたとお聞きいたしておりますけれども、国、東京都、鉄道事業者、自治体、それぞれ負担割合が発生いたします。膨大な経費が必要になると考えていますけれども、基金の創設を含めて今後についてお聞かせいただきたいと思います。

○政策経営部長

いたばし未来創造プランの成長戦略でも掲げておりますけれども、これからは板橋区は持続可能な発展を遂げていくためには、23区で唯一取り残された感のある東武東上線の連続立体化は、是が非でも実施、実現できなければならないと、私も強く願っているところでございます。しかしながら、一方では、東武東上線立体化を含めた大山まちづくり事業につきましては、長期にわたりまして、多額の経費を要することが想定されているところでございます。

このような大規模な事業につきましては、国や東京都などからの特定財源を最大限に活用する手法で実施することが大前提となってまいります。財政調整基金を取り崩

して予算編成を余儀なくされている現在の財政状況に加え、今後、公共施設の更新需要の増大が見込まれる中、義務教育施設整備基金や公共施設等整備基金への積み増しに対する要請も高まってくると考えられます。そのような状況を踏まえ、事業を推進する手法や経費の積算など、まだ未確定の部分が多く残されている現時点におきましては、新しい基金を創設することにはまだ慎重にならざるを得ないと考えておりますけれども、冒頭申し上げましたように、私も東武東上線の立体化は強く願っておりますので、何らかの対処を考えてまいりたいと思っております。

○大野はるひこ

ぜひよろしく願いいたします。ありがとうございます。

次に、環境対策について伺います。

集団回収の古紙の抜き取り対策についてです。集団回収とは、住民の皆様が10世帯以上集まって団体をつくり、家庭から出る古紙や古布などの資源を日時や場所を決めて、民間の資源回収業者に引き渡す自主的な活動で長い歴史を持っています。身近なリサイクル活動であると同時に、地域コミュニティの醸成にも寄与しています。

区で行われている資源回収との違いは、町会自治会などの団体が契約した資源回収業者が回収をいたします。板橋区の資源回収では、区の定めた曜日に集積所から区の職員、または区の指定した業者が収集をいたします。集団回収のメリットとしては、ごみの減量、ごみ資源の分別に対する意識が高まり、効率よく良質な資源が集められる、また地域コミュニティの活性化につながります。集団回収を通して協力し合うことで、地域の皆様の交流が深まる、回収量に応じて区から団体に支給される報奨金を地域の活動に役立てることができる、また板橋区の資源回収と比較して、安い経費で資源を回収することができ、収集にかかわるコストの削減にもつながります。団体、板橋区にとって、さまざまなメリットのある集団回収の古紙の抜き取りが後を絶ちません。過去には、持ち去りを注意したところ暴力を振るわれ、けがをする事件も発生しています。

板橋区では、集団回収資源の持ち去り防止対策として、集団回収のために出した資源物であることの表示をすること、目撃した場合は区でパトロールを行う際の参考として、車のナンバー、日時、場所などの記録をして、連絡をする体制をとられています。現実には、取り締まりができていないように思われます。全国的に持ち去りが横行している状況です。

自治体と古紙回収業者が協力し、全地球測位システムGPSによる追跡調査に乗り出す動きが全国的に広がりつつあります。不正な持ち去りは自治体からの告発を受けて捜査が始まります。警視庁によると、去年は全国で23人を条例違反で摘発をして、そのうち3人を逮捕しています。板橋区においても条例を制定して、不法な集団回収の持ち去り防止対策をとるべきではないでしょうか。見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○資源環境部長

集団回収の資源回収の抜き取り等のご質問でございます。お答えいたします。

現在、資源の持ち去りについては、定期的なパトロールを行うとともに、古紙に防鳥ネット、これは鳥防止のネットでございますけども、防鳥ネットをかぶせる試みを実施し、古紙持ち去りの抑止効果を検証しているところでございます。また、条例については、罰則条例を制定している他区の状況によりますと、告発に至っても、持ち去りは後を絶たないという状況で、不正に持ち去られた古紙を買い取る古紙業者が存在する限り、抜本的な持ち去り防止には至らないというところを聞いてございます。

板橋区といたしましては、古紙、GPS全地球測位システム、委員今おっしゃいました発信機を装着し、持ち去られた古紙の受け入れ施設や輸送ルートを特定し、持ち去られた古紙の販路を断ち切る取り組みに着手すべく現在準備をしております。11月に清掃リサイクル主幹課長会において、23区全体でGPSを活用した持ち去り抑止策を検討し、実施していきたいと考えております。

○大野はるひこ

これは窃盗ですから、犯罪に当たると思いますので、また町会自治会の貴重な活動資金にもなっておりますので、ぜひ強力な取り組みを進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

次に、たばこのポイ捨て対策についてお伺いをいたします。

歩きたばこによる子どものやけど、衣服の焼け焦げ、吸い殻などポイ捨てによる環境や美観の悪化など、迷惑喫煙による弊害が問題となっています。板橋区では、エコポリス板橋クリーン条例で、区内全域の道路など公共の場では吸い殻などのポイ捨て禁止や歩行中や自転車乗車中の喫煙はしないように努めると定めています。

道路の側溝のたばこのポイ捨て、私、家の周りを掃くんですけど、平日ですと10本ぐらい落ちていますね。休日だと5本ぐらい、年間にすると2,920本ぐらいのたばこが家の周りにもポイ捨てされているんです。私もたばこを吸うんですけど、こういうものを、携帯の灰皿を持つとか、たばこを捨てるこれから冬の時期にもなりますし、火災の原因にもつながると思います。

(「たばこをやめろ」と言う人あり)

○大野はるひこ

やめようと思うんですけど、なかなかやめられません。条例が制定されているんですけども、取り組み状況についてお聞かせいただきたいと思います。

○資源環境部長

条例に対する区の取り組みについてのご質問でございます。

区はエコポリス板橋クリーン条例を制定し、たばこのポイ捨ての防止や路上禁煙地区の指定など、地域の環境美化活動の一層の推進を現在図っているところでございます。また、8地区の路上禁煙地区では、委託による禁煙マナー推進員が、これは委託

業者でございますけれども、注意指導を行い、喫煙者のマナー向上に努めております。さらに、平成24年度から区内21、全駅でございますけれども、駅頭で順次喫煙マナー推進員による指導啓発を行い、マナー向上を図っているところでございます。そのほかにもボランティアから成る喫煙マナーアップ推進員、これはアップという、名称は若干異なりますけれども、推進員の皆様と区の職員の協働により条例啓発、喫煙マナーアップキャンペーン等を行い、取り組んでいるところでございます。

○大野はるひこ

そこで、今ご答弁いただいたんですけど、区内8か所の駅で喫煙禁止地域が定められていますけれども、これ以外の駅、板橋区内の駅でも、路上喫煙禁止という網というんですかね、それはかけられる予定はあるんでしょうか。お聞かせいただきたいと思えます。

○資源環境部長

路上禁煙地区の拡大のご質問でございます。

路上禁煙地区を拡大することにつきましては、禁煙地区内に対する巡回指導などの委託経費の見直し等が予想されます。また、新たな禁煙地区を指定した場合に、喫煙所の設置など課題も多くございます。路上禁煙地区の拡大は今後、検討課題と考えているところでございます。

ただ、当面、先ほども申しましたけれども、区内21の駅頭において、順次喫煙マナー推進員による指導啓発を行っております。マナーの取り組みを引き続き他の駅にも続けていきたいというところでございます。

○大野はるひこ

今述べたことと反することになるんですけど、私も喫煙します。たばこを吸うんですけど、やっぱりたばこを吸う方も、吸わない方への配慮が必要だと思うんです。今現状、公共施設、例えば病院なんですけど、敷地内全て禁煙です。

一例を挙げると、うちの近くですと武蔵野病院があったり、この近くですと都立豊島病院があって、患者さんや面会に来られた方が、たばこを吸う場所がないので外に出られて、そこも灰皿が設置されているところで吸われているので、たばこを吸っちゃいけないとは言えないんですけども、近隣に住まわれている方が、洗濯物を干すと、そこで集中して吸われるので、たばこのにおいが非常についてしまうというようなお声もいただいています。なので、決め事ですから、無理だとは思いますが、例えば病院も敷地内広いので、J Tもたばこを販売するやっぱり責任もあると思いますから、板橋区が設置するとか、そういうことは私は言っておりません。ぜひJ Tに働きかけ、病院とも協議をしていただいて、広い病院の敷地内の一角に喫煙ルームを設けていただいて、そこで吸っていただくような対応はとれないかなというふうな私の提案なんですけども、ぜひそれについての見解をお聞かせいただきたいと思えます。

○健康生きがい部長

たばこの害につきまは、喫煙者本人だけでなく、受動喫煙を強いられる側にも、健康に重大な影響を与えることから、平成22年の厚生労働省通知によりまして、多様な疾患を持つ患者が来訪するような医療施設におきましては、特に全面禁煙とすることが望ましいとされております。

一方で、結果として、近隣住民から迷惑を受けているという意見をいただいているとのことですが、喫煙対策として、保健所としては喫煙の支援のほか、喫煙の害の啓発、特に受動喫煙の防止に取り組んできたところでございます。こうしたことから、直接病院内に喫煙スペースを設けることは、区としては推奨することはできませんけれども、委員の意見をJT及び病院にお話ししていくことはできると考えてございます。

以上です。

○大野はるひこ

ぜひ今後の検討課題として吸う方、吸わない方へのお互いの共存ということも考えて取り組みを進めていただければと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

次に、交通対策についてお伺いいたします。

平成23年10月25日、警視庁発表の自転車交通ルールの対策強化では、自転車は車道走行を促す、歩道は原則禁止、対策強化を示しました。自転車の交通ルール違反が後を絶ちません。事故も多発していることから、警視庁では自転車の原則車道走行を促すことを柱とする自転車交通総合対策をまとめられて、全国の警察本部に通達をしております。

自転車通行が可能な歩道を減らすとともに、自転車レーンの整備を進めることにより、自転車と歩行者の分離を図って、悪質で危険な運行の取り締まりも強化し、事実上、容認してきた従来の姿勢を転換いたしました。自転車は軽車両であるとの認識を再度認識させることが目的であったのではないかと思います。

自転車通行可の歩道も、幅3メートル未満の歩道については自転車走行を原則禁止、ただし幼児や高齢者は除外、また交通量が多く車道走行が危険な場合なども幼児や高齢者は例外と位置づけております。また、自転車が通行しやすい環境を整備するため、縁石などで車道と区切られた自転車や自転車専用通行帯をふやすことも総合対策に盛り込んでおられます。

2年が経過しております。平成23年度中に東京都内で発生した交通事故の発生件数は5万1,477件、そのうち自転車に関係した事故は1万9,209件でした。板橋区内の自転車による交通事故の発生状況も含めて、現状の認識についてお伺いをいたします。

○土木部長

自転車に関する事故についてのご質問であります。

警視庁の統計によりますと、平成24年度中に板橋区内における交通事故の発生件数

は1,624件となっております。このうち自転車が関係する事故件数は675件であり、交通事故全体に占める割合は41.6%でした。2年前の平成22年度中は、自転車に關係する事故は809件で43%、また5年前の平成20年は980件で45.7%となっており、自転車事故件数のその占める割合も減少しております。しかし、自転車に關係する事故の割合は依然として高いものとなっており、被害者となるばかりでなく、加害者となる可能性も高い事故として、一層削減をしていく必要があると認識しております。

このような状況を背景として、区としましては、平成23年度に作成しました第8次板橋交通安全計画において、自転車安全利用の推進を最重点課題に据えて、警察等關係機関や關係団体と連携を図っております。自転車の安全利用の啓発を行っていくところであり、今後も進めていきたいと考えております。

以上です。

○大野はるひこ

区内でも、道路整備はまだ完璧に整っていません。これ整備するのは不可能だと思うんです。その中でほかの全国では死亡事故も発生しています。これ事故を起こす方も子どもだけではないですね。お年寄りの方、成年の方、いろんな幅広い層でやっぱり事故が起きています。

私の考えとしては、免許制度にして、自転車も軽車両ですから、免許を持っていたく、後ろを見ないで乗っている方もたくさんいますし、周りに気を遣わない方もいっぱいいますので、乗られる方には免許制度、これもなかなか難しいとは思いますが、免許制度ができないのであれば、事故減少に向けての改善策、学校であれば交通安全教室なんかを開いていますけども、それだけでは不十分な感じがしますので、区として事故減少に向けての対応策、改善策を講じられていく予定があるのであれば、お聞かせいただきたいと思っております。

○土木部長

子どもから高齢者まで広く啓発活動をすべきというお話であります。

委員おっしゃった自転車は、最も身近で手軽な交通手段で、子どもから高齢者まで多くの方が利用されている一方で、利用にかかわる交通ルールは車道を原則としつつも、年齢や道路状況に応じて歩道通行が例外になるなど、複雑なものとなっております。

区としましては、このような状況を踏まえ、警察関係者と連携して、世代、年齢に応じた自転車利用等の安全啓発を行っているところであります。幼児に対しましては、保育園でのげんきっ子トラフィックスクール、その後、自転車の利用形態に合わせて小学生については自転車の運転免許証事業、中学生に対してはスケアード・ストレートによる交通安全教室を実施しております。また、一般の方々については、区内の警察署が地域ごとに実施している交通安全の集いなど、さまざまな機会を捉えて、自転車の保険への加入推奨などを含め啓発を行っているところであります。さらに、高齢

者については、交通安全区民大会などの場において、身体特性に合わせた啓発を行い、事故の抑制を努めております。

区としましては、これまでの交通安全やイベントでの啓発に加え、身近な行政として警察庁が定めました自転車安全利用5則を基本として、わかりやすい交通ルールの周知に努めていきたいと思っております。

○大野はるひこ

ぜひ警察とも連携をとっていただき、事故減少に向けて引き続き取り組んでいただきますようお願いいたします。ありがとうございました。

続きまして、地域センターのあり方について質問させていただきます。

平成17年4月に出張所が再編整備されて、6か所の区民事務所、18の地域センターに再編整備されました。どのような方針で再編整備をすることになったのか、経緯と地域センターに再編整備することによって、区民の皆様にサービスの低下がないようにとのことで行われたはずですが、現状、サービスの低下は起きていないかについて見解をお聞かせください。

○区民文化部長

おはようございます。ただいまの6か所の区民事務所となった背景でございますが、平成17年の出張所の再編では、それまで出張所が担ってきました地域振興機能を18か所の地域センターが引き続き行い、届け出の受け付けや証明書の発行など、窓口事務機能を6か所の区民事務所に集約したものでございます。これは当時、業務のIT化等に伴いまして、出張所での住民票などの証明発行事務が減少したこと、また出張所間におきまして、事務事業量の格差が拡大したことなどに対応して、窓口業務の効率的な運営を図るため再編されたものでございます。区民事務所の設置に当たりましては、区民の利便性を考慮いたしまして、交通至便であり、かつ地域の中心となる場所という観点から、現在の6か所に設置したものでございます。

続きまして、もう1点のご質問でございます。サービスの低下の関係でございます。

旧出張所が所管していました事務のうち、地域振興機能を担う業務は、引き続き地域センターが実施しております。窓口事務機能に関しましては、各地域センターに自動交付機を設置いたしまして、利用の多い各種証明書につきましては、土日、夜間の時間帯についても発行可能といたしました。また、平成20年度からは、税や国保料のコンビニ収納も可能となりました。これによりまして、区民サービスの低下は発生していないものと考えておりますが、さらにコンビニを活用した諸証明の発行などのサービスの導入についても検討しておりまして、今後さらに区民の利便性の向上に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○大野はるひこ

区民事務所がある地域の方々は多分、不便さを感じていないと思うんです。なので、

提案なんですけど、例えば5年に一度、区民事務所の所在をない地域に移動させていただけませんか。地域センターの、昔、出張所でしたから、そういうスペースがあるんですよ。そこを有効に機能させない手はないんじゃないかなと思います。経費がいろいろかかるのはわかりますけど、もう少しですね、不便さを感じていないと今、部長おっしゃられましたけど、もう一度再度検証していただいて、何か画期的なことをしていただければと思うんですけど、提案です。シャッフルしてみたらどうでしょう。

○区民文化部長

5年に一度移動というご提案をいただきました。

現在の区民事務所の所在地は、区民の間でも定着しておりまして、定期的に変更すると、来庁される区民にとって場所がわかりにくくなり、混乱を招くおそれがございます。また、区民事務所を定期的に移動しますと、執務に必要な什器や情報システム機器の移設、それに加えて、区民事務所の名称変更、屋外の案内板等の修正や移設、さらには移転の周知、案内方法の検討、周知期間の確保といった大きな問題が生じてまいります。また、それらに対応する多額の経費も必要となります。

以上の点から、定期的な窓口の移動は困難と考えておりますが、区民の利便性の確保につきましては、先ほどもお話ししましたコンビニ交付等、別の手段を検討してまいりたいと思います。

○大野はるひこ

先ほどからコンビニ交付というお話をいただいておりますけど、コンビニ交付するにも手数料がかかって、コンビニに払わなきゃいけないですよ。だったら、自分のところでやったほうが手数料もかからないですし、いつも思うんですけど、IT化IT化と言って、ITが進んでいるんですから、やっぱり窓口業務はできないにしたって、IT機器を利用して証明書の発行とか、そういうのはできるんじゃないかなと常々思うんですよ。私、素人なので、余り深く勉強していないので、そんなことを言っちゃいけないかなと思うんですけど、やっぱりIT化が進んでいけば、それなりの手だてをとって外部、そんなコンビニに手数料を払うよりも、自分のところでできることは自分のところでやったほうが良いかなと思います。

そこで、印鑑証明のほうも多分カードの発行がふえて、大分機械を使って出されている方が多いと思います。この証明書に関しても、日常茶飯事いつもとるものじゃないので、そんなに、必要なときにとるものですから、そういった書類なんですけども、この印鑑の事務の取り扱いの実績が、平成23年度の印鑑事務取扱の実績の合計が11万8,048件で、平成24年度は5万5,350件、これ自動交付機の平成23年度の実績は12万8,127件で、平成24年度は12万9,971件、これは自動交付機はそんな変わっていないんですけど、窓口でその印鑑の取り扱い事務というのは半減しているんですけども、これは何か要因があるのか、おわかりになれば教えていただきたいんですけども。

○区民文化部長

発行枚数の減についてでございます。

景気の状態や手続の簡便化等、さまざまな事情によりまして、証明書の発行枚数は左右されるために、印鑑証明書の発行枚数が減っています理由については、把握が難しいところでございます。

例えば、自動車や不動産の売買が低調になりますと、取引に必要とされます印鑑証明の発行が減少いたします。最近の状況では、消費税の駆け込み需要に関連いたしまして、多少増加しているところでもございます。一方、自動交付機につきましては、窓口と比べて設置箇所も多く、利用時間も長く、料金も安いので、窓口から自動交付機への移行は少しずつですが、進んでいると認識してございます。

○大野はるひこ

本庁舎への窓口の利用状況なんですけど、来庁者が多い部署の1番は、平成20年度の窓口利用者の調査結果によると戸籍住民課、全体の29.6%、次に多いのが国保年金課の13.8%です。平成23年度の窓口手続調査による手続処理件数の多い部署の1番は、やはり戸籍住民課で30万5,719件、全体の44.9%、次に多いのが国保年金課の12万2,807件、全体の18%です。国でいうと中央集権から地方分権と言われてはいますが、せっかく区民事務所を配置しておりますけども、結局、板橋区でいうと地方分業から地方集中になってきてしまっているのではないかなと思うんですけども、その辺についての見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○区民文化部長

窓口利用の集中につきましてご質問でございます。

ご質問のとおり、例えば平成24年度の住民基本台帳関係諸証明取り扱い状況の合計数では、総額25万5,854通のうち、区民事務所分は8万4,513通で、33.03%にとどまっております。これは区役所本庁舎が交通の利便性が高いこと、区民以外の事業者が委任されて来庁することが多いこと、また転入時に区役所のみで受け付ける手続がございまして、一度の来庁で手続が簡潔にできること等によるものと考えております。本庁舎南館開設後におけます窓口の委託化やコンビニ交付等の状況を見ながら、区民事務所の取り扱い事務についても検討してまいりたいと思っております。

○大野はるひこ

そして、3か月に一度、報告が義務づけられている活動報告書、これは老人クラブの活動報告書です。これは現状、区役所の本庁舎、健康生きがい部生きがい推進課で受け付けをしていただいています。区内の老人クラブの方々、責任者の方が交通費をかけて本庁舎まで来て、この印鑑をもらっています。これもぜひ地域センター、地域振興業務はわかりますけど、こういった書類も老人クラブの方々地域センターの窓口へ提出をして、この印鑑をいただくことができれば、交通費や時間をかけて来ることなく済むのではないかなと思うんですけども、これは地域センターでの受け付け等に

関してできるのかできないのかお答えいただきたいと思います。

○健康生きがい部長

現在、老人クラブには、清掃活動報告と友愛活動報告は毎月、クラブ自体の活動報告は3か月ごとに報告をしてもらってございます。

いずれも区が助成している事業の適正な実施の確認のためにお願いしておりますが、原則的には生きがい推進課の窓口へ提出していただいておりますが、郵送やファクスでも受け付けております。地域センターでの受け付けも柔軟に対応できる部分もあると思いますので、相談をいただきたいと思っております。

なお、このほかに年一回決算書等の提出をいただいておりますが、これにつきましてはさまざまな状況を確認しながら受け付けることになっておりますので、この報告だけは恐縮ですが、窓口へ持参していただくことでお願いしたいと思っております。

以上です。

○大野はるひこ

ぜひ区内老人クラブ連合会の皆様、団体に、そういった活動報告に関しては、地域センターでも受け付けすることができますよとおっしゃっていただけることによって、便利に時間をかけなくて済むと思います。ただ、決算に関しては、大事な書類です。決算ですから、これに関しては健康生きがい部生きがい推進課のほうに責任者の方なり来ていただいて説明をしていただくと、これは必要だと思います。ぜひよろしくお願いたします。

最後に、地域センターで、地域振興業務、皆様職員の方、年間を通じでご尽力いただいているのはよくわかります。ただ、その地域振興業務の職員の方以外で、ご退職をされて、再雇用でご着任されている方々もいらっしゃいます。その方々は定年までお勤めをされて、いろいろな知識も経験もあつた方ですから、ぜひそういった方々に地域の方々の要望とか、いろいろ困つたこと、相談等が発生すると思いますので、そういう方々も地域センターにはいますよということで、広く地域住民の方にご案内をしていただいて、何か困つたことがあつたら、私たちがいますからというような形でご案内をしていただきたいと思うんですけども、見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○区民文化部長

窓口対応や区民相談の関係でございます。

地域センターの再任用、再雇用の退職職員につきましては、本来的には施設の貸し出し及び管理などの窓口業務を担当するために配属されてございます。しかし、区政に関する相談等の業務につきましては、正規職員とともに、退職職員の持つノウハウを活用しまして、適切な窓口にて区民を紹介するなどのサービス提供を行ってまいりたいと考えてございます。

○大野はるひこ

それは余り表にあらわれていないので、ぜひ私たちが相談を受け付けますというように積極的にアピールしていただいて、すごくノウハウも持たれた方がご着任されていると思うので、そういったことでアピール、PRをしていただきたいと思います。ありがとうございました。

次に、コミュニティバスについてお伺いをさせていただきます。

平成22年3月30日よりコミュニティバスの実験運行が開始となっております。コミュニティバスとは、交通不便地域を自治体の予算で独自にバスを走らせる事業です。現在、赤塚、徳丸、大門、四葉地域を運行しています。平成24年4月には新高島平まで延伸され、東武東上線、東武練馬駅と都営三田線、新高島平駅が結ばれ、利便性の向上が図られております。利用者などへのアンケートも実施されるなど、細やかな対応がなされています。

平成24年度の延べ利用者数も平成23年度5万4,563名の利用者数に比べて、平成24年度延べ利用者数は高島平への延伸の影響もあり、7万3,795名の実績があります。本年度、25年度は実験運行の最終年を迎えます。実験運行についての見解と今後の対応についてお伺いをいたします。

○都市整備部長

コミュニティバスりんりん号の実験運行についてお答え申し上げます。

委員のお話にもありまして、平成22年3月の実験運行の開始から、毎年利用者数は増加をしてきておりまして、平成25年度、今年度につきましては、9月末のデータですけれども、目標である1便当たり平均10人を上回りまして、10.8人の実績になってございます。

3年間の実験運行からは、利用者が定着するには一定の期間が必要であるということ、また利用者数を確保するためには鉄道駅同士を結ぶことが有効であるという、そのような知見が得られたと考えてございます。現在、庁内会議で実験運行の評価と検証を行っておりまして、25年度中、今年度中に運行の方針を決定する予定でございます。

○大野はるひこ

かなり利用者の方もふえているということなので、引き続きお願いしたいと思えます。すんですけども、町会連合会の桜川支部からも、コミュニティバス運行の強い要望が出されています。大谷口地域からの要望もあります。常盤台と小竹向原を結んで公共施設を通る運行ルートによって、また現在のバスよりも小型化を図って、狭い道でも走れるようなコミュニティバスの運行を強く要望があります。今後2路線、実験運行を考えられているということですので、ぜひこの2路線の中に今私が言った地域も入れていただいて、検討を進めていただきたいと思います。と思うんですけども、ご見解をお聞かせいただきたいと思います。

○都市整備部長

コミュニティバスの2路線目の検討についてお答え申し上げます。

平成20年度に区が実施した調査におきまして、大谷口北町、東新町、桜川の地域は、コミュニティバス導入の優先検討地域の一つとなっているんですけれども、道路幅員がないということが課題になってございました。平成25年度は実験運行中のりんりん号の評価検証をしているのですけれども、それとあわせて優先検討地域のコミュニティバスの導入の可能性についても検討を予定してございます。大谷口北町、東新町、桜川の地域はその対象としまして、ワゴン車の活用も視野に入れた調査が見込まれますが、実現の可能性につきましては、費用対効果等も視野に入れまして、今年度検討してまいります。

以上でございます。

○大野はるひこ

ぜひよろしくお伺いいたします。ありがとうございます。

次に、スポーツ振興についてお伺いいたします。

子どもたちに夢を与え、中高年の方々にはもう一度体を動かす機会をつくること、スポーツの楽しさや魅力を与えることが、スポーツ振興の役割ではないかと考えています。また、中高年の皆様がスポーツを通じて健康の保持増進を図ることによって、けがや病気の予防を促して、ひいては医療費の抑制にもつながるものと考えております。

そこで、何点か質問をいたします。

平成24年度のスポーツ振興についての取り組み状況、ニュースポーツへの取り組み状況も含めて今後の方針についてお伺いいたします。

○区民文化部長

スポーツ振興の24年度の取り組みと今後についてでございます。

区では、区民の健康保持増進のため、区民体育大会、いたばし歩け歩け大会、板橋Cityマラソンなど多くの年代の方が楽しめる事業を実施しているところでございます。また、特に生涯スポーツの振興を図るため、高齢者を対象とした高齢者スポーツ大学、シニアスポーツ教室なども実施しております。

なお、シニアスポーツ教室では、ニュースポーツとなるグラウンドゴルフの普及にも積極的に取り組んでいるところでございます。

今後も生涯スポーツの振興のため、子どもから高齢者まで幅広い世代の区民が、いつでも誰もが気軽に快適にいつまでもスポーツを楽しめますよう、事業の充実を図っていきたいと考えております。

○大野はるひこ

そこで、区立体育館内のプールの利用時間なんですけれども、現状2時間単位になっています。少し1時間ぐらいでも泳ぎたいなという方は、2時間の券を買わなければいけません。ぜひこれを1時間単位の券の発行に切りかえていただければありがたいん

ですけれども、見解をお聞かせいただきたいと思います。

○区民文化部長

プールの利用時間の関係でございますが、区立室内プールの利用時間は、準備運動や着がえ等の時間など利用実態を踏まえまして、2時間単位で現在条例において規定しているところでございます。延長する利用者は、1時間単位で料金をいただいております。

今後、時間単位の見直しにつきましては、利用実態等を勘案しつつ検討していきたいと思っております。

○大野はるひこ

ぜひよろしくお願ひいたします。

次に、障がい者の方々への駐車場のスペースの確保ということで、特に東板橋体育館、上板橋体育館、これは駐車場から体育館に入るまでの距離が長いです。ぜひ入り口等に障がい者専用の駐車スペースを設けていただきたいと思いますと思っておりますが、見解をお聞かせいただきたいと思います。

○区民文化部長

障がい者用駐車スペースのご質問でございます。

体育館駐車場には、障がい者用駐車スペースが各1台ずつ確保されております。2台目以降につきましては、体育館窓口にお申し出いただければ臨機応変に対応しているところでもございます。

今後、館内に案内掲示をするなど、障がい者の方がより利用しやすいような体制を整えていきたいと考えております。

○大野はるひこ

次に、高齢者の方々を外へ出る機会をつくる必要があると考えます。活動場所の確保ということで、例えば都立城北中央公園内に子どもの広場というのがあります。土曜日、日曜日は野球やサッカーの団体が使用しています。ところが、平日、学校があるときには、午前中は子どもたちは学校に行っていますので、あいています。ぜひそういったあいているスペースを利用して、午前中、毎日ではありません。週に1回か2回でも構いません。ぜひグラウンドゴルフ等のできる活動の場の確保をお願いしたいと思いますけれども、見解をお聞かせいただきたいと思います。

○土木部長

高齢者の活動の場所として、都立城北中央公園についてのご質問であります。

まず、区では、区立城北野球場、小豆沢野球場及び東板橋公園野球場において、区民サービスの向上と体育施設の有効活用の観点から、野球の抽せんが終わって、あきがあった場合に、試行として無料でゲートボールやグラウンドゴルフ等、貸し出しを行っております。

一方、都立城北中央公園につきましては、東京都に確認しましたところ、ゲートボ

ール場については2面整備しており、自由利用を原則に、地域の複数のゲートボールの団体同士に利用調整をしてもらいながらご利用いただいているとのことでした。

一方、都立城北中央公園内のグラウンドゴルフについては、既存のゲートボール場をご利用いただきたいとのこと。また、子どもの広場については、小学生以下の子どもが遊ぶことを目的として整備した広場であるので、その目的以外の利用は好ましくないとのことでありました。しかし、今後、城北中央公園については、拡張整備が進んでいることから、ご趣旨を踏まえ、機会を捉えて東京都に要望を伝えていきます。

○大野はるひこ

東京都の方の言うことは、ちょっと私理解できないですね。やっぱりあいているんですから。既得権利とかそういうんじゃないかと、やっぱり活動する場を提供するというのは、私は筋じゃないかなと思います。

そして、小豆沢グラウンドとか、あいているときに無料で貸し出ししているということは、板橋区のほうでされているということは非常に評価いたします。ぜひその内容を区民の方に広く知っていただくように、PRもして行っていただきたいと思います。

次に、今非常に子どもたちがボールを使って遊ぶ場所がありません。これも東京都になってしまうんですけども、都立城北中央公園内に陸上競技場があります。広いです。そのトラックの中を整備をして、子どもから成人に至るまでボールを使用して、特にサッカーができる環境整備を東京都に対して要望していただければと思いますけども、見解をお聞かせいただきたいと思います。

○土木部長

都立城北中央公園の陸上競技場についてのご質問です。

東京都に確認しましたところ、この陸上競技場は陸上競技を行うことだけでなく、多くの利用者が自由に使える貴重な空間であり、原則として球技禁止をルールとしております。球技の利用を認めることは、サッカーのみならず、他の競技の競技者からも利用要望が上がるのが予想され、本来の陸上競技を目的とした利用者との調整が難しいことや、ルール上の大きな変更が必要になることから、陸上競技場内での球技を認めることは難しいとのことでありました。

この件に関しましても、今後、城北中央公園の拡張整備が進んでいることから、ご趣旨を踏まえて、機会を捉え東京都に伝えてまいります。

○大野はるひこ

ぜひ都立城北中央公園内は練馬区の土地じゃありません。板橋区の土地も半分ぐらい所有していますので、ぜひ私も先日ある都議会議員を通じて、東京都の担当者の方と陸上競技場でいろいろ要望させていただいておりますので、ぜひ引き続きスポーツ振興というか、そういったボールを使える状況を確保するとか、対策に取り組んでい

っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

すみません、時間が押しているのです、すみません。

次に、総合型地域スポーツクラブの認識についてお伺ひをいたします。

平成19年9月に板橋区初の総合型地域スポーツクラブNPO法人志村スポーツクラブ・プリムラが設立されております。当初、平成19年度から3年間の事業委託が決定をされて、予算100万円が板橋区としても志村スポーツクラブ・プリムラに計上されております。現在は自主財源によって運営をされて、さまざまな活動が行われております。

代表の方もお話をさしていただいて、今の状況はどうなっているのかとお聞きいたしております。これは国、東京都も文部科学省総合型地域スポーツクラブの推進ということで、少なくとも1自治体に1つはということで推進をしている事業です。現状、課題となっていることが、総合型地域スポーツクラブに必要なクラブハウスを今現状、板橋区の志村スポーツクラブ・プリムラは所有しておりません。活動も今若葉小にて活動が行われておりますけれども、今後使用することができなくなってしまう。クラブを運営するための拠点であるクラブハウスが必要不可欠であります。今後このクラブハウスの確保を含め、志村スポーツクラブ・プリムラとの連携について見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○区民文化部長

総合型地域スポーツクラブの現状と今後の支援についてでございますが、現在、区は総合型地域スポーツクラブであります志村スポーツクラブ・プリムラと連携を図りまして、学校や地域などとスポーツを核にした地域のきずなづくりを行っているところでございます。

活動場所といたしまして、中台地域センターの会議室や旧若葉小学校体育館、中台中学校の集会室の利用について支援をしております。志村スポーツクラブ・プリムラを含む総合型地域スポーツクラブは、地域における主体的なスポーツ活動の担い手としまして、大きな役割を期待されているため、今後も活動場所や拠点となるクラブハウスの確保に向けて支援してまいりたいと考えております。

○大野はるひこ

ぜひ19年に設立されてから、さまざまな取り組みをされているクラブですので、ぜひ引き続き積極的な支援をお願いしたいと思ひます。ありがとうございます。

次に、教育についてお伺ひをいたします。

昨年は4月に中川修一指導室長にかわり、矢部崇指導室長がご着任されて、11月には教育長が区長の任命によって議会の承認を受け、橋本教育長が就任をされました。教育委員会のトップである橋本教育長の教育に対する熱意、方針、考えをお聞かせください。あわせて教育委員会のトップである橋本教育長と現場の指導に当たられている指導室長との連携についてお伺ひいたします。

○教育委員会事務局次長

橋本教育長の教育に対する熱意、方針等についてのご質問でございます。

本区の教育行政を橋本教育長が推進していくに当たっての基本方針につきましては、平成27年度までの指針と計画であるいたばしの教育ビジョンといたばし学び支援プランの達成に全力で取り組むことであると伺っております。また、いじめや体罰の問題など今日的な教育問題への早急な対応が求められていることを受け、教育委員会事務局の活性化と組織の向上、学校における教育環境の整備、教員の授業力の向上が必要だとの考え方に基づいております。

このため、教育委員会の組織間連携の強化を推進し、教育力を高めるとともに、区民の情報公開を積極的に行い、開かれた教育行政を今まで以上に力を入れて推進しております。このことにより、区民の教育への関心を高め、区民との信頼関係を確立していくと同時に、教育活動への保護者や地域の理解と協力を得られるように取り組んでいるところでございます。

また、教育長と指導室長の連携のあり方でございますが、指導室長の役割は教員の人事管理及び教育内容についての各校への指導が中心でございます。教育管理職である指導室長は、学校の状況を把握しやすい立場でございますので、さまざまな学校からの要望や意向に対して教育委員会事務局の各課と連携を図り、その意向を施策の形にした上で、教育長に伝え、教育活動に反映させているところでございます。

教育長と指導室長が連携し、迅速に学校への対応を行うことで、教育委員会事務局が円滑に機能し、より質の高い教育活動へとつながっていくということが重要であると考えてございます。

○大野はるひこ

そこで、今まで幾ら訴えてもなかなか方針変換しなかった学校選択制の方針変換がなされたということは、非常に大きな前進であると思います。

ただ、1点、関連して、板橋区から区外に行っているお子さん方が非常に多いんです。冊子も私たちの区議会とか、いろんな板橋区でも出ているものが、例えば練馬区や豊島区に行きますと、練馬区の議会とか、豊島区の議会、板橋区じゃないことを学んでいます。この現状をやっぱり少しでも抑えていく必要があると思うんですけども、それについての見解をお聞かせいただきたいと思います。

○教育委員会事務局次長

板橋区に在住のお子さんが他区の学校に通学している現状についてのご質問でございます。

板橋区に居住をしながら他の自治体の公立小・中学校に入学できる区域外就学制度によりまして、毎年100人程度の本区の児童・生徒が他自治体の学校に入学をしております。区域外就学している児童・生徒には、それぞれにさまざまな理由がございまして、板橋区に居住している児童・生徒には、できることであれば板橋区の学

校に通っていただきたいと考えております。

今回、学校選択制を見直し、これまで以上に通学区域の学校に通うことを強く打ち出した入学予定校変更希望制度を導入したこともございますので、今後とも新入学の保護者に配布する新入学の案内冊子などにより、通学区域の板橋区立小・中学校について周知し、入学を促していきたいと考えております。

○大野はるひこ

ぜひよろしくお願いいたします。

次に、体育とスポーツの違いについて伺います。

体育は健全な身体の発達を促し、運動能力が健康で、安全な生活を営む能力を育成して、人間性を豊かにすることが目的とされています。これは広辞苑からです。スポーツとは、遊戯、競争、肉体的鍛錬の要素を含む身体的運動の総称、これは国語辞典からです。スポーツとは何かということに対しての見解は、スポーツ学者の数だけあると言われているくらい存在していると言われております。学校の授業、放課後のクラブ活動、大学の部活動で行われる先生が指導するのが体育、授業では先生が児童・生徒に、学生に、部活動では学校の先生方が部長を務めて、体育会系とも言われています。さきに述べました健全な身体の発達を促すなど、教育の分野が強くあらわれているのが体育ではないかと考えています。大学でサークルと呼ばれているものがスポーツではないかと思えます。

そこで、体育とスポーツの違いについて見解をお聞かせいただきたいと思えます。

○教育委員会事務局次長

体育とスポーツの違いについてのご質問でございます。

まず、体育は学習指導要領において指導する内容が定められておりまして、心と体を一体として捉え、生涯にわたる運動に親しむ資質や能力を育てること、健康の保持増進及び体力の向上を図ることを目的として、全ての児童・生徒を対象として行われております。

一方、スポーツは、ご指摘のように、その運動の愛好者により行われる遊戯や競争、肉体的鍛錬の要素を含む身体的活動であると考えております。

例えば、体育の授業の中で行うサッカーにつきましては、集団的活動を通じてコミュニケーション能力の育成や、よりよい作戦や練習方法を考える論理的思考力の育成も授業の狙いとしてされておりまして、愛好者が行うスポーツとは、この点で異なっているのではないかと考えております。

○大野はるひこ

そこで、平成24年度なんですけども、学力の向上策は図られています。ところが、体力の向上についての取り組みが余り目立っていないように感じております。体力の向上についての取り組みと、現状、教育委員会内には体育課が存在しておりません。ぜひ教育委員会の中に体育課の設置を求めますけども、見解をお聞かせいただきたい

と思います。

○教育委員会事務局次長

まず、本区における区立学校における体力向上の取り組みについてでございます。

平成23年度から教育課題を解決するために、指導室と学校、幼稚園で体力向上推進委員会を設置いたしました。板橋区立学校、幼稚園に通う子どもたちの体力向上に向けた取り組みについて、行動体力と防衛体力、それぞれの部会で検討してまいりました。

平成24年度の検討により、体力向上に関するリーフレットを作成し、保護者へ啓発をするとともに、子どもたち一人ひとりが自分の体力について区立小・中学校の9年間を通して考え、記録することができる体力向上カードを作成し、全校児童・生徒全員に配布をしたところでございます。また、幼児、児童・生徒が積極的に運動やスポーツに親しんだり、運動の日常化を図ったりすることができるよう、各学校、幼稚園が独自に体力向上に関する取り組みを1学校、1幼稚園、1取り組みとして行っているところでございます。

また、体育所管の組織についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成19年）によりまして、平成20年4月から教育委員会の職務権限のうち、学校体育を除くスポーツに関することにつきましては、地方公共団体の長が執行管理することが可能となっております。板橋区におきましては、学校体育に関しては引き続き教育委員会の所管で行うこととし、区民のスポーツに関することにつきましては、健康増進や他の施策等との連携を図るなど、幅広い視点からスポーツを推進していくために、平成20年4月1日の組織改正により、区長部局へ移管いたしました。

現在、政府において教育行政の根幹にかかわる制度的見直しが検討されております。

また、一方、区におきましては、平成27年度の教育支援センター開設にあわせて、教育委員会事務局組織の見直しの検討をしているところでございます。体育関係組織につきましては必要があれば、この見直しの中で検討していきたいと考えております。

○大野はるひこ

ぜひ子どもたちのために体育課を設置していただいて、子どもたちの体力向上に努めていただきたいと思います。

すみません、2時間の時間をいただいたんですけど、教育についての一部と防災対策、そして町会自治会との連携について質問することができなくなりました。私の大変なミスです。申しわけございません。また今後質問させていただきますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。すみません。（拍手）

○委員長

以上で大野はるひこ委員の総括質問は終了いたしました。